

特定給食施設変更届(様式第3号) 記入要領

以下1～6の届出項目で変更があった場合に届け出ること。

届出日	届出事項の発生後、1か月以内に届出
設置者	当該施設を設置している者の住所及び氏名を記入 (法人にあつては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名) ※設置者とは、理事長、会長、市長、県知事、取締役社長、代表取締役〇〇等をいう。 (福岡市立の公立学校の場合は市長とする) ※調理業務委託の場合でも設置者は施設側をいう。
1 給食施設の名称	☞施設の名称の変更があつた。 ※変更がない場合でも「新」欄へ記入すること。
以下2～6は、 <u>変更した事項のみ</u> 「新」「旧」欄どちらも記入すること。	
2 給食施設の所在地	☞施設の所在地の変更があつた。 ☞施設が移転した。 ※区画整備による住所の変更も提出すること。
3 給食施設設置者	☞施設設置者の氏名(名称)の変更があつた。 ※首長が設置者である場合、選挙等で変更があつても届出は不要とする。 ※設置者の経営主体が変わつた場合は「廃止届」を提出したのち、「開始届」を提出する。
4 給食施設の種類	☞施設の種類の変更があつた。 ※施設の種類一覧(*下表)から該当するものを記入する。
5 1日の給食(予定)人員	☞定数がある施設(病院等)において、許可病床数や入所定員数の変更があつた。 ☞定数がない施設(学校、事業所等)において、届出の人員数に変更があつた。 (寄宿舎[寮]は、1年間の実績を参考に判断する。それ以外の施設における人員数は、1年間の延べ給食提供人数を給食日数で割つた数とする。) ※朝食、昼食、夕食、その他に分けて計上する。 ※「その他」は、朝食、昼食、夕食以外の時間帯に定期的に1食分の食事が提供される場合に計上する。 ※職員食、間食(おやつ)及び検食の提供人数は人員に含まない。 ※厨房を複数の施設で共有している場合、全施設をまとめて計上する。
6 管理栄養士数及び栄養士数	☞施設の常勤職員数に変更があつた。 ※管理栄養士である者は栄養士に含まない。 ※施設設置者が雇用している常勤職員に限る。(パート・受託者は含まない) ※2つ以上の施設を兼務している場合は、上記1に記載した施設が主たる勤務先である場合のみ記入する。 ※育休等、期限が限定された臨時的任用職員へ変更した場合は省略することができる。

* 施設の種類一覧

学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校、幼稚園型認定こども園、学校給食センター
病院	病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
児童福祉施設	保育所、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設、認定こども園(幼稚園型を除く)
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、婦人保護施設、宿所提供施設、障害者支援施設、授産施設、身体障害者社会参加支援施設
事業所	事業所
寄宿舎	学生寮、事業所寮
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設であつて、上記「学校」から「事業所」までに該当しないもの
その他	上記「学校」から「一般給食センター」までに該当しない施設(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)